

2010年（平成22年）2月26日

法務大臣 千葉景子 殿

大阪弁護士会
会長 畑 守 人

法制審議会民法（債権関係）部会委員・幹事の構成に関する意見書

第1 意見の趣旨

民法が私法の一般法であり、市民社会の基本法であって、市民生活や企業の経済活動に直接関係することに鑑み、その改正の審議に当たっては国民各層の多様な意見を反映させる必要があるといえる。この観点からして、現在の法制審議会民法（債権関係）部会の委員及び幹事の構成は、決して適正であるとはいえない。

消費者、労働者、大企業及び中小企業等多種多様な会社関係者並びに日常の業務において市民や企業の法律相談や民事紛争の予防と解決に直接携わる弁護士の構成割合を高めるべく、委員及び幹事の追加選任を行うべきである。

第2 意見の理由

- 1 法制審議会は、貴職からの民法（債権関係）の見直しに関する2009年（平成21年）10月28日付け諮問（第88号）を受け、民法（債権関係）部会を設置し、同部会において同年11月24日以降、同年12月22日、2010年（平成22年）1月26日とすでに3回に亘り、民法（債権関係）改正に関する審議が行われている。

このように、民法（債権関係）の改正に関する審議は、まだ緒に就いたばかりであるが、民法は私法の一般法であり、市民生活や企業の経済活動にきわめて密接に関係する法律であるが故に、より一層、実務への影響を考慮しながら、慎重に改正に関する審議が行われるべきであるといえ、このことについては凡そ異論のないところである。

- 2 しかしながら、今般設置された民法（債権関係）部会の委員・幹事の構成を見ると、民法・商法・民事訴訟法・労働法の学者合計18名、法務省関係者6名、内閣法制局1名、裁判所4名、弁護士会4名、企業関係者3名、消費者団体1名および労働者団体1名の総計38名であり、学者が約半数を占める反面、日常の市民生活や企業の経済活動において直接民法の適用を受ける市民や企業の代表者が僅か5名であり、また日々の市民や企業の法律相談や民事紛争の予防と解決に参与する弁護士も4名にすぎない。わが国の経済を支える、多種多様な企業の代表者が3名とはあまりに少なすぎるといふべきであり、消費者団体および労働団体の代表者がそれぞれ1名というのも適正な数とはいえない。
- 3 民法の改正については、民法施行100周年を迎えた1998年（平成10年）当時においても民法学者を中心に改正案について充実した研究発表がなされていたところであるが、2006年（平成18年）に法務省が債権法の抜本的見直しに着手する

ことを公表したことを受けて、同年 10 月に民法・商法・民事訴訟法・労働法の研究者を中心に、法務省担当者も加わった民法（債権法）改正検討委員会が設置され、2 年半にわたる精力的な作業の成果が 2009 年（平成 21 年）4 月に「債権法改正の基本方針」として公表された。

また、同検討委員会の研究活動のほかにも、同じく民法学者を中心とした民法改正研究会および時効研究会などにおいて、改正試案の作成作業が行われ、それぞれ研究成果が公表されている。

これらの改正案は、いずれもレベルの高いものであり、現在の判例・学説の到達点を踏まえ、新しい時代に向けての新たな観点からの改正提案といえるものである。

これらの改正提案の作成に関与された学者の方々のご尽力と情熱に対しては、深甚の敬意を表するものであり、その研究成果はわが国のみならず世界における民法学の発展に寄与するものといえよう。

- 4 法制審議会における民法（債権関係）改正の審議は、まさにこれらの民法学者を中心とした学者による研究成果を踏まえて行われるものと言っても過言ではない。しかしながら、これらの素晴らしい改正提案の作成過程には残念ながら弁護士や企業関係者、消費者団体および労働者団体の代表者は関与しておらず、その意見や感覚が反映されているとはいいがたい。

市民生活と企業の経済活動に直結する民法（債権関係）の改正作業は、弁護士を含む法曹実務家、多種多様な企業関係者、消費者団体および労働者団体の意見を反映させ、実務への影響を十分に考慮して行われるべきであり、そのような経過を経て成立した改正民法こそが新しい日本社会に適合した理想の民法典となるものである。この点については、前述した改正提案の作成に関与された多くの学者の方も同様の考えを述べておられる。これまでの改正提案の作成が学者中心であった故に、これからの法制審議会での改正審議に当たっては、尚更そのことが意識されなければならないのである。

また、実務からの意見を十分に反映させたくて改正民法を成立させることこそがこれまで長年に亘って尽力してこられた学者の方々や改正提案の作成に関与された方々の労苦に報いることになるものといえる。

- 5 このような観点から、現在の法制審議会民法（債権関係）部会の委員・幹事の構成割合を見た場合、そのバランスは決して適正なものとはいえず、むしろ学者の占める割合が高すぎるというべきである。

貴職におかれては、これからの新しい日本社会に適合し、自信を持って世界に発信できる理想の民法典が成立するに至るよう、意見の趣旨に記載したとおり、法制審議会民法（債権関係）部会の委員・幹事の構成を再考されるよう要望するものである。

以 上